

SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用に関する要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものである。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用ガイドライン」により定める。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークは、群馬県(以下「県」という。)の登録商標であり、一切の権利は、県に帰属する。

(管理事務)

第4条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、県において行う。

(ロゴマークを使用できる者)

第5条 ロゴマークを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自らの取組が「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」として選定された企業・団体等
- (2) 県内市町村
- (3) 報道機関（報道の目的で使用するときに限る。）
- (4) その他県が認めた者

(使用の目的)

第6条 前条に掲げる者は、次の各号に掲げる場合において、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 自らの取組が「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」として選定された事実を広報する場合
- (2) 自らの SDGs に関する活動を広報する場合
- (3) 広く SDGs を普及啓発する場合
- (4) その他県が必要と認めた場合

(使用許諾の申請)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用許諾申請者」という。）は、あらか

じめ、様式第1号「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用許諾申請書」を県に提出し、群馬県知事（以下「知事」という。）の許諾を得なければならない。

2 様式第1号「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用許諾申請書」には次の各号の書類を添えて提出するものとする。

- (1) ロゴマークの使用イメージが分かる、企画書、デザイン、レイアウト図及び設計図等の書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

（使用許諾）

第8条 知事は、使用許諾申請者から前条の規定による申請があった場合、内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められるときを除き、様式第2号「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用許諾通知書」により、ロゴマークの使用を許諾するものとする。なお、知事は、使用許諾申請者に対して必要な条件を付することができる。

- (1) 県又は「SDGs ぐんまビジネスプラクティス」の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) SDGs の正しい理解を妨げるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマークを自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 商品、景品、商品等のパッケージ若しくはサービス等又はそれらの広告宣伝等に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 政治的又は宗教的活動に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (7) 使用許諾申請者又はその役員等（相当の責任の地位にある者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であると認められるとき。
- (8) そのほか知事が使用について不相当と認めるとき。

（使用上の遵守事項）

第9条 本要領の規定に基づきロゴマークを使用できる者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 知事が許諾した用途にのみ使用し、使用に関して条件が付されている場合はそれに従うこと。
- (2) 第2条に規定する仕様に従うこと。
- (3) ロゴマークを使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。
- (5) ロゴマークを使用することで、商品やサービスに一定の品質、効能又は認証があると

県が認めているかのような誤解を与えることがないように、十分配慮すること。

(6) SDGs の趣旨を損なうことがないように、十分配慮すること。

(許諾内容の変更)

第10条 使用者が、許諾を得た内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第3号「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用許諾変更申請書」を県に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく提出があった場合、その内容を審査し、許諾の可否を使用許諾申請者に様式第4号「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用許諾変更通知書」により通知する。

(違反に対する処置)

第11条 知事は、使用者が第8条各号に掲げる事項のいずれかに該当する、又は第9条の遵守事項を遵守していないと認めた場合、使用者に是正を指示することができる。

2 知事は、使用者が前項の規定に基づく指示に従わない場合、使用許諾を取り消すことができる。

3 知事は、使用許諾を得ずにロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用停止及び使用物件の回収を求める等適切な措置を執ることができる。

4 前各項の規定により使用者及びその関係者に損害が生じた場合、県は一切の責任を負わない。

(使用料)

第12条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用の責任)

第13条 ロゴマークの使用によって、事故、苦情又は第三者との間の紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに知事あて報告するとともに、自己の責任と負担において対応すること。なお、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合にあっても、県は一切の責任を負わない。

(使用の中止)

第14条 知事は、特段の事情が生じた場合、ロゴマークの使用を中止することができる。

2 前項の規定により、使用者が損害を受けた場合にあっても、県は一切の責任を負わない。

3 知事は、ロゴマークの使用を中止する場合、様式第5号「SDGs ぐんまビジネスプラクティスロゴマーク使用中止通知書」により使用者へ通知する。

(使用期間)

第15条 ロゴマークの使用許諾期間は、原則として使用許諾の日から起算して1年以内とする。

2 1年を超える使用希望期間の場合は、使用許諾の日から起算して1年以内に、使用許諾期間より前に使用を終了する変更を行った場合又は前条の規定により使用を中止する場合を除き使用許諾期間は1年間自動更新することとし、以降も同様とする。

3 前項の自動更新は、最長で2030年12月31日までとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用及び管理に関する必要な事項は、県が別に定める。

2 本要領は、通知なく改定する場合がある。この場合、改定内容については、県ホームページ等で告知するものとする。

(附則)

この要領は、2023年2月20日から施行する。

(附則)

この要領は、2023年12月6日から施行する。